

平成 27 年度介護従事者の確保に関する事業見込量等調査票

I 調査票の種類

- ・ 本票（別添 3－1）
- ・ 事業費見込総括票（別添 3－2）
- ・ 事業量見込個票（別添 3－3）
- ・ 事業見込一覧表（別添 3－4）

II 調査票作成上の留意事項

1 本票（別添 3－1）

（1）介護従事者確保に向けた県全体の取組方針と推進体制

- ①取組方針については、地域の実情に応じ、どのような点に重点を置き、どのような成果をあげることを目指すのか等について記載すること。
- ②推進体制については、都道府県全体の取組方針に基づき介護人材確保を推進するために、地域の関係者の参画を得て、どのような体制で実施するのか等について記載すること。

（2）項目ごとの目標

「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」ごとに現状と課題を記載し、当該課題を解決・解消するために実施する事業名及び定量的な目標（可能な限り介護職員の増加数、離職率の改善等、介護人材需給推計結果において記載した目標値との整合性を図ったものとする。なお、それぞれの事業が複合的に絡み合い相乗効果を生み出すと考える場合は、関連事業を一括して記載することも可。）を記載すること。また、事業名及び目標については、事業量見込個票に合わせる。

（3）介護人材需給推計

現在作成中の第 6 期介護保険事業支援計画における介護従事者の確保目標と整合性を図りつつ、今後 3 年間及び平成 27 年度における介護人材確保の目標値を記載すること。

2 事業費見込総括票（別添 3－2）

- （1）事業費見込の合計額及び別紙 1「介護人材確保対策事業メニュー表」の大項目ごとの事業費見込みの合計額について記載すること。
- （2）関係団体とこれまでの調整状況及び今後の予定について記載すること。

3 事業量見込個票（別添 3－3）

- （1）事業の区分については、別紙 1「介護人材確保対策事業メニュー表」の大項目、中項目、小項目を記載すること。

- (2) 事業の名称については、事業の内容を踏まえ適切な名称を記載すること。
- (3) 事業の内容については、別紙1「介護人材確保対策事業メニュー表」の事業例及び別紙2「介護人材確保対策事業メニュー個票」を参考に地域の実情に応じて検討したうえで事業の実施内容について記載すること。
- (4) 事業の目標については、研修受講人数、実施回数や実施箇所数など事業の規模等を記載すること。
- (5) 別紙1「介護人材確保対策事業メニュー表」において示している事業例については、市町村が主体となって取り組むことが適当な事業も含まれていることから、市町村の意見等を十分に踏まえた上で作成すること。

4 事業量見込一覧表（別添3-4）

- (1) 事業の名称については、3に記載した事業の名称を記載し、事業の内容については、3に記載した事業の内容の概要について記載すること。
- (2) 優先順位については、都道府県においては、都道府県計画の基金充当額の全てがそのまま承認されるわけではないため、大項目の中での事業の優先順位を記載すること。
- (3) 事業量見込一覧表の枠下の注意書きも参照し記載すること。

5 その他留意事項

- (1) 基金の対象となる介護従事者の確保のための事業は、別紙1「介護人材確保対策事業メニュー表」の小項目の欄に記載されている事業による。なお、同欄右欄に記載されている内容は例示であり、地域における創意工夫の上、政策効果の高い事業を実施すること。

同メニュー表の大項目「基本整備」に関する事業（No.1 福祉・介護人材確保対策連携強化事業及びNo.2 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業）については、個々の事業実施の基盤となるものであり、全ての都道府県において実施することについて検討するとともに、「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」に関する事業については、地域の実情に応じて、政策効果のバランス等も踏まえつつ適切に組み合わせること。

※ 事業No.2「人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業」については、一定の検討期間を要することが見込まれることから、平成27年度を準備期間と位置付けることも可能であり、平成27年度中に少なくとも制度設計の着手段階まで進めていただくことをお願いしたい。なお、認証評価に係る制度設計の参考となる資料について、追って、平成26年度中に社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室よりお示しする予定としている。

(2) 優先順位

都道府県においては、都道府県計画の基金充当額の全てがそのまま承認されるわけではないため、あらかじめ大項目の中での事業の優先順位を決めておくこと。

(3) 補助割合

事業者負担については、特に、特定の事業者の資産の形成につながる事業に

については、必ず求めるものとする。ただし、政策上必要なもので、特定の事業者の資産の形成につながらない事業については、事業者負担を求めないことが可能である。

(4) 自治体実施事業の取扱い

自治体を実施する事業については、民間事業者を対象とする研修など、民間事業者や住民に広く恩恵を及ぼすものは基金の対象となるが、自治体の行政経費（検討会経費等）については、対象とならないこと。

(5) 配分の考え方

交付金の配分については、高齢者人口の状況などの基礎的要因とともに、都道府県計画の内容を勘案して配分する予定である。